

| 評価項目             |    |  | 採点基準                                   | 点数 | 係数 | 評価点 | 備考                                |
|------------------|----|--|--|----|----|-----|-----------------------------------|
| ア<br>環境的<br>評価事項 | 1  | (ア) 対象建物全体の省エネルギー率が5%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること              | 最高値を5点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出        |    | 5  | 0   | 省エネルギー率が5%以下は失格                   |
|                  | 2  | (イ) 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること                     | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 3  | 0   |                                   |
|                  | 3  | (ウ) E S C O設備に起因する環境負荷（騒音、振動、大気汚染物質等）についての環境対策が考慮されていること | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 2  | 0   |                                   |
| イ<br>財政的<br>評価事項 | 4  | (ア) E S C Oサービス期間中の各年の本市の保証利益が大きいこと                      | 最高値を5点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出        |    | 4  | 0   |                                   |
|                  | 5  | (イ) サービス期間中の利益総額が大きいこと※1                                 | 最高値を5点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出        |    | 4  | 0   |                                   |
|                  | 6  | (ウ) 光熱水費等の削減保証額が高いこと                                     | 最高値を5点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出        |    | 5  | 0   |                                   |
|                  | 7  | (エ) 応募者の経営状況や資金調達計画が信頼できること                              | 5：信頼性が高い 4：やや高い 3：中程度 2：やや低い 1：信頼性が低い  |    | 5  | 0   | 応募者の経営状況や資金調達計画が1信頼性が低い(※2)の場合は失格 |
|                  | 8  | (オ) E S C O契約の期間が可能な限り短いこと                               | 最高値を5点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出        |    | 3  | 0   |                                   |
|                  | 9  | (カ) 改修工事費の積算が妥当であること                                     | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 3  | 0   |                                   |
| ウ<br>技術的<br>評価事項 | 10 | (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること                                    | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 5  | 0   |                                   |
|                  | 11 | (イ) 提案による工事施工、運転・維持管理が施設の運営・業務に支障を与えないよう考慮された提案であること     | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 3  | 0   |                                   |
|                  | 12 | (ウ) 維持管理が特殊でなく、将来的な管理負担が少ないこと                            | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 4  | 0   |                                   |
|                  | 13 | (エ) 既設残存機器をより効率よく活用するために必要な改修が考慮されていること                  | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 4  | 0   |                                   |
|                  | 14 | (オ) 設備維持管理、計測・検証方法および運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること              | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 5  | 0   |                                   |
|                  | 15 | (カ) 提案の安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明確であること                     | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 3  | 0   |                                   |
| エ<br>総合的<br>評価事項 | 16 | (ア) 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、市にESCOサービスの提供ができる信頼性があること  | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 5  | 0   |                                   |
|                  | 17 | (イ) E S C O契約期間終了後の維持管理について提案があること                       | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 3  | 0   |                                   |
|                  | 18 | (ウ) 提案が全体として具体性・妥当性があること                                 | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 5  | 0   |                                   |
|                  | 19 | (エ) 市内企業の建設時及び管理時における活用について配慮していること                      | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 4  | 0   |                                   |
|                  | 20 | (オ) あきたスマートシティ情報統合管理基盤の内容を理解しており、連携に関する効果的な提案があること       | 5：大いにある 4：やや大である 3：中程度 2：やや足りない 1：足りない |    | 5  | 0   |                                   |
| 評価点数合計 (400点満点)  |    |  |  |    |    | 0   |                                   |

(※1) 応募者が提案する事業期間にかかわらず、すべての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費削減額－契約期間中のESCOサービス料の総額」であり、光熱水費削減額の算出の基準となるベースラインは、過去3年間(平成20年10月から平成23年9月までのエネルギー消費量(電気、ガス、石油類)および上下水道使用量の単純平均値とし各社同一とする。

(※2) 経営状況が3期連続赤字(ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字)である場合、又は資金調達予定額が必要費用に達していない場合。